

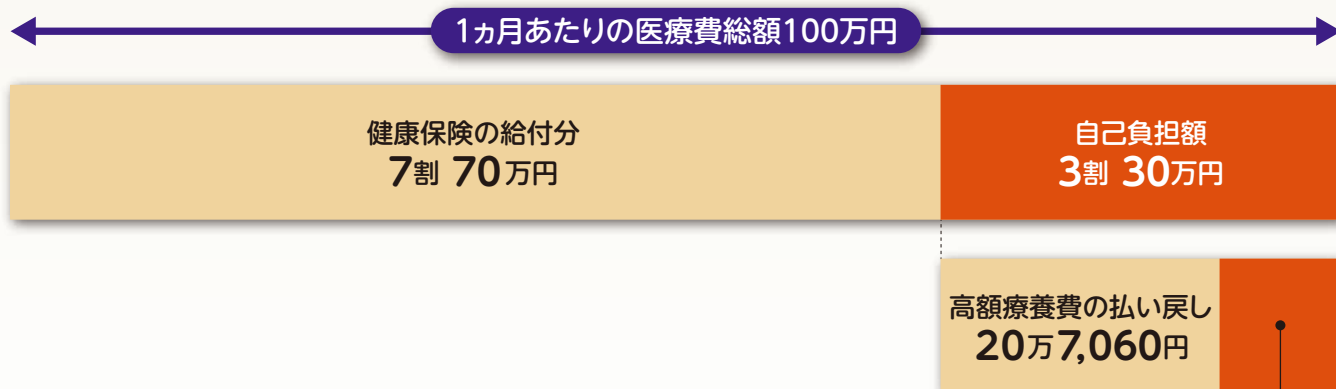
# 知っておこう！ 利用可能な 医療費の負担を軽くする公的制度

## 高額療養費制度とは？

### 制度の概要

高額療養費制度とは、1ヵ月（同じ月の1日から末日まで）の医療機関または薬局での支払いが自己負担の限度額を超えた場合、その差額分が払い戻される制度です。申請すれば誰でも払い戻しを受けることができ、年齢や所得に応じた限度額が設定されています。ただし差額ベッド代や食費、先進医療などは支給の対象にはなりません。

〈例〉

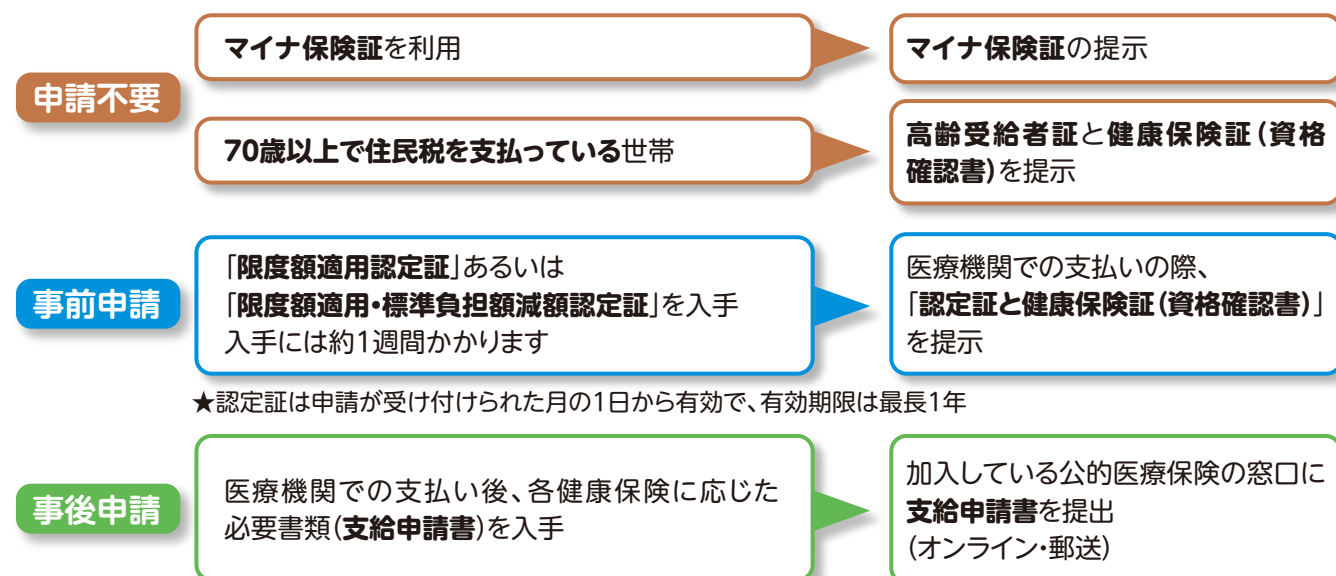


\* 69歳以下で年収約370～約770万円の場合

### 申請の方法

あらかじめ健康保険組合などに申請し、「限度額適用認定証」の交付を受けておくと、医療機関ごとの支払いを自己負担限度額にとどめることができます。なお、マイナ保険証を健康保険証として登録していれば、原則として限度額適用認定証の申請は不要です。

詳細は医療機関の医療支援相談室や加入している公的医療保険の窓口にお問い合わせください。



### ●認定証の入手先

国民健康保険：役所

協会けんぽ：お住まいの地域の各支部

それ以外：お勤め先または該当の健康保険組合

## 高額療養費制度とは？

### 毎月の自己負担限度額

自己負担限度額は年齢と所得に応じて決められており、計算にあたっての主なルールは以下の通りです。

#### 自己負担限度額の計算ルール

- 暦月ごと(1日から末日まで)
- 医療機関ごと(同じ医療機関でも内科と歯科、入院と外来は別計算です)
- ただし、院外処方せんによる薬剤費などは、処方せん発行元の医療機関の自己負担額と合算することができます。
- 公的医療保険が適用される範囲に限りますので、差額ベッド代や食費、先進医療などは支給の対象にはなりません。
- 世帯合算を活用すると、複数の医療機関の受診や、同じ世帯の方(同じ公的医療保険に加入している方)の受診の自己負担額を合算することができます。ただし、69歳以下の方については、自己負担額が21,000円以上の場合に合算の対象となります。
- 過去12ヵ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。



69歳以下

| 適用区分                                                        | ひと月の上限額(世帯ごと)                                   | 4回目以降<br>(多数回該当) |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------|
| 年収約1,160万円～<br>健保：標報83万円以上<br>国保：旧ただし書き所得901万円超             | 270,300円+(医療費-901,000円)×1%<br>(年間上限 1,680,000円) | 140,100円         |
| 年収約770万円～約1,160万円<br>健保：標報53万～79万円<br>国保：旧ただし書き所得600万～901万円 | 179,100円+(医療費-597,000円)×1%<br>(年間上限 1,110,000円) | 93,000円          |
| 年収約370万円～約770万円<br>健保：標報28万～50万円<br>国保：旧ただし書き所得210万～600万円   | 85,800円+(医療費-286,000円)×1%<br>(年間上限 530,000円)    | 44,400円          |
| ～年収約370万円<br>健保：標報26万円以下<br>国保：旧ただし書き所得210万円以下              | 61,500円<br>(年間上限 530,000円*1)                    | 44,400円          |
| 住民税非課税者                                                     | 36,900円<br>(年間上限 290,000円)                      | 24,600円          |

70歳以上

| 適用区分                                      | ひと月の上限額                                         |                              | 4回目以降<br>(多数回該当) |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------|------------------|
|                                           | 外来(個人ごと)                                        | 外来+入院(世帯ごと)                  |                  |
| 年収約1,160万円～<br>標報83万円以上／課税所得690万円以上       | 270,300円+(医療費-901,000円)×1%<br>(年間上限 1,680,000円) |                              | 140,100円         |
| 年収約770万円～約1,160万円<br>標報53万円以上／課税所得380万円以上 | 179,100円+(医療費-597,000円)×1%<br>(年間上限 1,110,000円) |                              | 93,000円          |
| 年収約370万円～約770万円<br>標報28万円以上／課税所得145万円以上   | 85,800円+(医療費-286,000円)×1%<br>(年間上限 530,000円)    |                              | 44,400円          |
| 年収約370万円<br>標報26万円以下／<br>課税所得145万円未満等*2   | 22,000円<br>(年間上限 216,000円)                      | 61,500円<br>(年間上限 530,000円*1) | 44,400円          |
| Ⅱ 住民税非課税世帯                                | 11,000円<br>(年間上限 96,000円)                       | 25,700円<br>(年間上限 290,000円)   | 24,600円          |
| Ⅰ 住民税非課税世帯<br>(年金収入80万円以下など)              | 8,000円                                          | 15,700円<br>(年間上限180,000円)    | —                |

\*1 年収約200万円以下(標報15万円以下)であることが確認できた方は、年間上限額が41万円になるため、令和9年8月以降に申請を行えば差額が払い戻されます  
 \*2 世帯収入の合計額が520万円未満(単身世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書き所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます

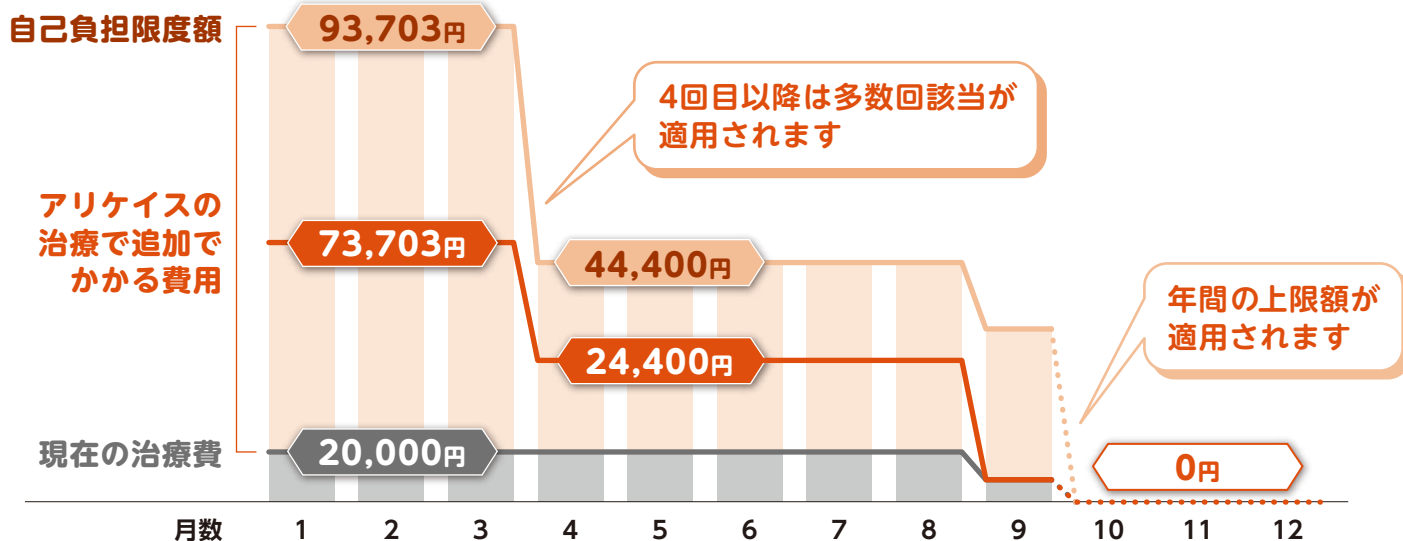
# アリケイスを使った場合の費用例をみてみましょう



## ありさんの場合

[63歳女性]

|                          |               |
|--------------------------|---------------|
| 収入(適用区分)                 | 約370万円～約770万円 |
| 窓口負担割合                   | 3割            |
| 1ヵ月あたりの現在の治療費            | 20,000円       |
| アリケイスを4週間分(28本)受け取る、外来導入 |               |



| 窓口で支払う金額<br>(自己負担限度額－現在の治療費) |         |
|------------------------------|---------|
| 初回から3回目                      | 73,703円 |
| 4回目以降                        | 24,400円 |
| 9回目                          | 6,891円  |
| 10回目以降                       | 0円      |

| 年間の自己負担額 | 1年目   | 530,000円<br>(年間上限) |
|----------|-------|--------------------|
|          | 2年目以降 | 530,000円<br>(年間上限) |

※上記の金額は目安となります。  
 ※通院・入院状況により、実際に窓口でお支払いいただく金額が変わることがあります。  
 ※年間上限額は、8月～翌年7月までの自己負担額の合計が、年間上限額に達した場合に適用されます。

## ご自分の費用について知りたい方は、医

患者さん向けサイト「アリケア.net」上に公開している「医療費簡易計算ツール」では、アリケイスを検討中の患者さんが、高額療養費制度を活用した際の自己負担額をシミュレーションすることができます。

アリケイス吸入療法のための  
**アリケア.net**  
<https://aricare.net>



### 医療費簡易計算ツール

スマートフォンで  
 二次元コードを読み取り  
 アクセスしてください！

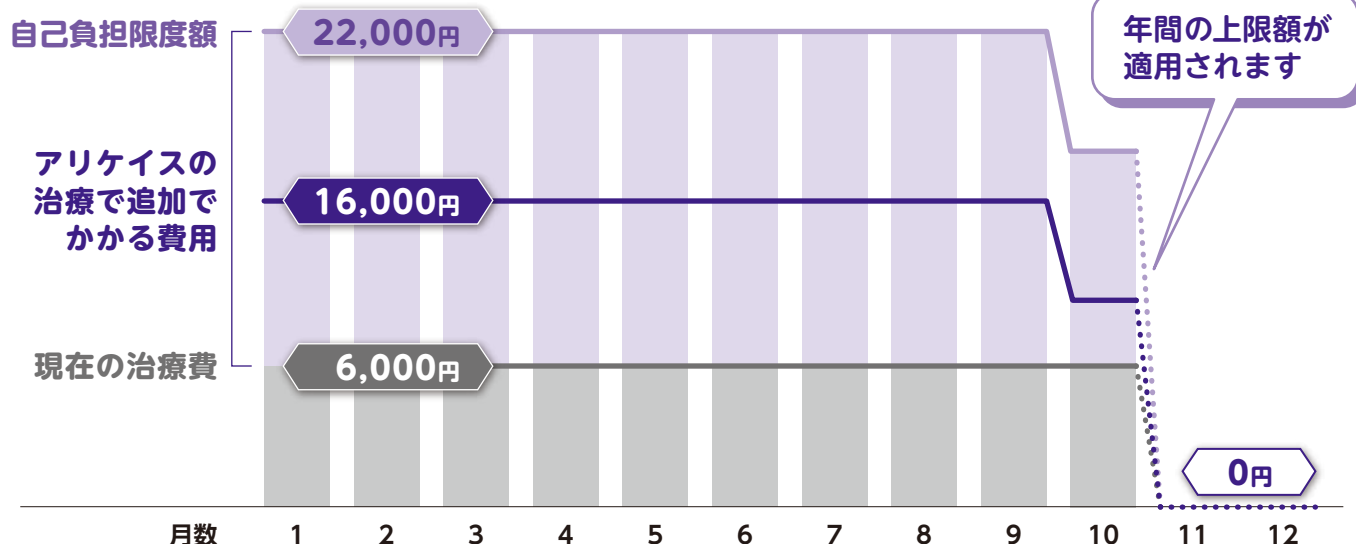




## けいこさんの場合

[74歳女性]

|                          |        |
|--------------------------|--------|
| 収入                       | 約250万円 |
| 窓口負担割合                   | 2割     |
| 1ヵ月あたりの現在の治療費            | 6,000円 |
| アリケイスを4週間分(28本)受け取る、外来導入 |        |



| 窓口で支払う金額<br>(自己負担限度額－現在の治療費) |         |
|------------------------------|---------|
| 初回から9回目                      | 16,000円 |
| 10回目                         | 12,000円 |
| 11回目以降                       | 0円      |

| 年間の自己負担額 | 1年目   | 216,000円<br>(年間上限) |
|----------|-------|--------------------|
|          | 2年目以降 | 216,000円<br>(年間上限) |

## 療費簡易計算ツールを使ってみましょう

スマートフォンの操作が不安な方は、お電話でもシミュレーションが可能です

ご自身の「年齢」「所得」など、必要な情報をご準備のうえ、アリケア サポートまでお電話ください。コールセンターの専任スタッフが、患者さんに代わってWebを操作し、自己負担額(目安)をお伝えいたします。お気軽にお電話ください。

アリケア サポートの専用コールセンター

 0120-384-600

[朝8時～夜10時 365日]

アリケア サポートをご利用いただく場合、以下のリンク先の「アリケア サポート個人情報保護方針」にご同意いただいたものとみなされます。  
<https://aricare.net/kojinjouhou/>



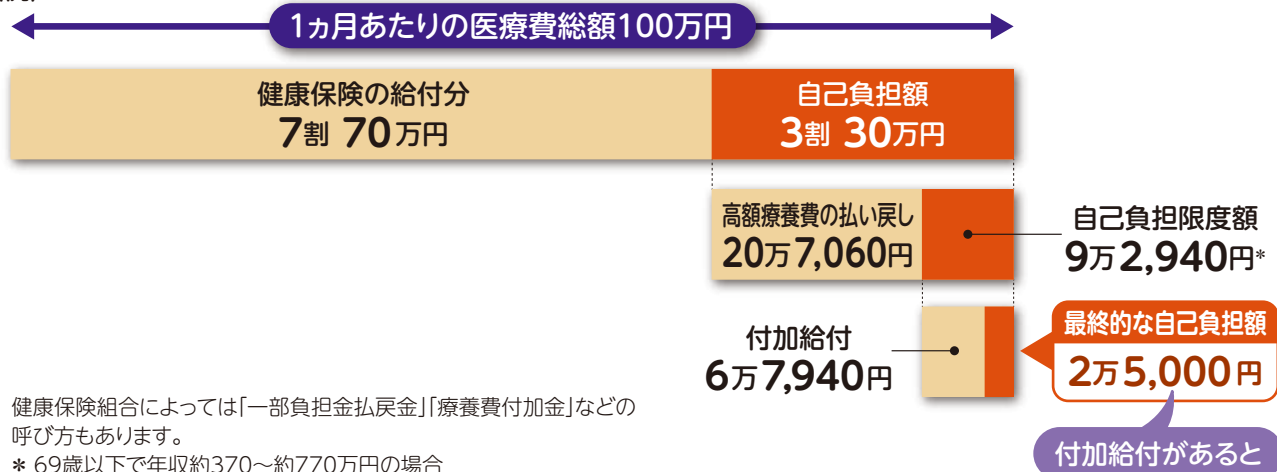
## 付加給付制度とは？

### 制度の概要

付加給付制度とは、高額療養費に上乗せして医療費が払い戻される制度です。1ヵ月の高額療養費制度の自己負担限度額が付加給付制度で定められた上限額を超えた場合、その超えた分が払い戻されます。上限額は各健康保険組合によって異なりますが、厚生労働省は25,000円を上限とするよう指導しています。

ただし、全ての健康保険にこの制度があるとは限りません。ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。

〈例〉



### 給付について

加入している健康保険が  
「国民健康保険」あるいは、  
「協会けんぽ(全国健康保険組合)」でないことを確認  
2026年7月の段階では適用されていません

お勤め先の福利厚生を確認

一般的に特別な申請は不要です。  
支払いの約3ヵ月後に給与口座に振り込まれるケースが大半ですが、  
詳しいことは加入している健康保険組合にご確認ください

### 医療費控除について

その年の1月1日から12月31日までの間に、患者さんまたはご家族(生計を一にする親族)の支払った医療費が一定額を超えた場合、超えた分が医療費控除となり、確定申告をすると税金が還付される制度です。医療費控除の対象となる医療費の合計金額は、10万円または総所得金額の5%のいずれか低い方の金額が最低限度額と決められており、それを超えた金額が医療費控除の対象となります。高額療養費と異なり、治療のためのマッサージなどの保険適用外の医療費や通院時の交通費なども控除の対象となります。

詳細は国税庁のホームページをご参照ください。(https://www.nta.go.jp)

引用・参考資料:

高額療養費制度を利用される皆さまへ(平成30年8月診療分) (PDF) (厚生労働省保険局) https://www.mhlw.go.jp/content/000333279.pdf (2025年11月20日利用)  
福島敏之、ケアマネ・相談援助職必携 現場で役立つ! 社会保障制度活用ガイド 2022年版. 中央法規出版株式会社. 2022. pp143-159.  
高額療養費制度の見直しについて (PDF) (厚生労働省保険局) https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/zensedai\_hosyo/dai21/05\_siryou5.pdf (2026年6月30日利用)

冊子に記載されている内容は、2026年8月改定の情報をもとに作成されています。  
制度の改正に伴い、冊子内に記載されている金額や対象などが変更になることもありますのでご注意ください。

